

# 少年少女スポーツ育成補助事業

## 申請の手引き

南あわじ市教育委員会

## 補 助 要 項

---

### 1. 目的

明日を担う少年少女（中学生以下）の運動・スポーツ習慣の形成に向け、スポーツが本来持つ体を動かすことの楽しさを体験しスポーツに親しむことの動機づけ、異なる地域の同世代とのスポーツを通じての交流により、豊かな心を持つ少年少女の育成を目的とする。

### 2. 対象団体

原則として、上記趣旨にかなった事業を実施するスポーツ団体かつ、以下の要件を充たす団体。

- (1) 団体の規約・会則を有すること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- (4) 団体を運営するための自主財源（会費等）があること

### 3. 対象事業

申請するスポーツ団体が主催する事業で、当該年度で終了する下記事業。

#### a. 教室・講習会

体力向上やスポーツ活動を始める機会づくりのための教室・講習会

#### b. 少年少女スポーツ活動環境整備

スポーツ活動するための環境づくり（設備の充実、補修）

#### c. 交流事業

他地域（島外）の同世代の少年少女とスポーツを通じての交流事業

#### d. 体験事業

日常では経験できない活動

#### e. スポーツ合宿

3泊程度の共同生活を行いながら、スポーツを楽しく真剣に取り組むことで、スポーツ好きの少年少女をより多く育てる事を狙いとする事業

※a. c. d. eの事業については、受益者負担の考え方より参加費等、参加者からの負担を求めている事業のみが対象

#### 4. 対象経費

##### 別表Ⅰ 参照

※団体の日常業務に係る経費や不動産等関連経費などは対象外

##### (別表Ⅰ)

| No | 対象経費  | 内容例                                                                                                    |
|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 人件費   | 医師、講師、ボランティアスタッフへの謝礼等。<br>各個人の領収証を必ず添付すること。<br>＊人件費の基準単価(1人あたりの最高限度額/日)<br>医師・講師(30千円)、ボランティアスタッフ(2千円) |
| 2  | 旅費    | 交流事業、体験事業、スポーツ合宿で島外へ移動するときの講師、スタッフ及び参加者の旅費(交通費)で、領収証を取得できるもの。但し、タクシー代は、対象外。<br><u>移動はより安価な手段とする。</u>   |
| 3  | 宿泊費   | 交流事業、体験事業、スポーツ合宿で島外へ移動するときの講師、スタッフ及び参加者の宿泊代。<br>宿泊施設の領収証を必ず添付すること。<br>(1人あたりの最高限度額 1万円/日)              |
| 4  | 会場費   | 会場の使用料及び会場設営等に係る諸経費。                                                                                   |
| 5  | 原材料費  | スポーツ活動の環境整備を行う上で必要最低限度の原材料費で高額でないもの。<br>申請団体の所有するものを環境整備する場合を対象。                                       |
| 6  | 消耗品費  | 事務用品、スポーツ用具(講習会等で初心者に貸し出すためのもの)等、事業実施に必要な購入品。                                                          |
| 7  | 印刷費   | 要綱、ポスター等印刷費、コピー代                                                                                       |
| 8  | 通信運搬費 | 切手代、運送費(電話、FAX料金は対象外)                                                                                  |
| 9  | 雑費    | スポーツ傷害保険、事業実施当日の医師、講師、スタッフの弁当代(参加者の弁当代は、対象外)                                                           |

#### 5. 補助額

事業費の全額を助成するものではなく、補助限度額を超えることなく、なおかつ、補助率の範囲内で助成。但し、応募者多数の場合は申請内容等を審査の上、補助額を決定し、その場合は予算の範囲内での助成となる。

※補助率とは、対象経費に対して補助する金額の割合のこと

＊補助限度額：100千円

＊補助率：1/2(50%)以内

## 6. 対象とならない事業

- (1) 申請するスポーツ団体が主催もしくは主管しない事業
- (2) 他市やスポーツクラブ 21 より補助金を受けて実施される事業
- (3) スポンサー・企業等の宣伝色の強い事業
- (4) 小学校、中学校、高等学校の学校体育や中体連、高体連に関する事業  
学校運動部活、小学校行事の関連事業も含む
- (5) 行政(自治体等)やスポーツ協会が主催もしくは主管する事業
- (6) 団体の営利を目的とした事業
- (7) 申請年度で終了しない事業
- (8) 所属団体等に助成金等を支払う目的の事業
- (9) 過去に提出書類の大幅な遅延等があった団体の事業
- (10) 過去に本要項や補助金交付の条件に違約があった団体の事業

## 7. 審査時に後順位となる事業

- (1) 交付対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) スポーツの要素が薄い事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業
- (4) 過去連続して 3 回以上交付を受けている事業
- (5) 受益者負担の考え方が薄い事業

## 8. その他

- (1) 補助限度額よりも補助率が優先される。  
※対象経費合計が 100 千円の場合、50 千円の補助金となる  
※補助限度額が適用されるのは、対象経費が 200 千円を超える場合
- (2) 対象経費に関して、必ず領収証の写しが必要となる。  
※領収証の写しがない経費については、補助対象外
- (3) 提出書類は必ず団体で控えを保管してもらう。
- (4) 教育委員会より、事業に関しての監査等を行う場合がある。  
いつでも対応できるよう、帳簿等は正確に整理保管してもらう。
- (5) 書類提出が遅れると補助金を交付できない場合がある。

## 手 続 き の 流 れ

|                     | 申 請 者        | 南あわじ市  |
|---------------------|--------------|--------|
| 5 月                 |              | 募集     |
|                     | ①事業認定申請書類の提出 | → 審査   |
|                     | 通知書の受理       | ← 認定通知 |
| 6 月                 | ②交付申請書類の提出   | → 審査   |
|                     | 通知書の受理       | ← 決定通知 |
|                     | 事業実施         |        |
| 事業終了後               | ③実績報告書類の提出   | → 審査   |
|                     | 通知書の受理       | ← 確定通知 |
| 確定通知書の受理後           | ④請求書の提出      | →      |
| 請求書の受理後<br>(40 日以内) | 指定口座へ入金      | ← 支出処理 |

### ～必要書類（チェックリスト）～

#### ①事業認定申請時

- ☐ 申請事業計画書、収支予算書
- ☐ 団体概要書
- ☐ 申請する事業に関する資料（開催要項、過去のパンフレットなど）
- ☐ （申請団体の）最新の総会資料
- ☐ （申請団体の）最新の規約または会則
- ☐ （申請団体の）最新の決算報告

#### ②交付申請時

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 口座振込申込書

③実績報告時

- ☐ 補助金実績報告書
- ☐ 収支決算書
- ☐ 対象経費の領収証の写し
- ☐ 活動記録写真(カラー)
- ☐ その他教育委員会より提出依頼があった書類

※②③間で金額に変更が生じた場合、  
変更申請の手続きが必要となります

④請求時

- ☐ 補助金請求書